



重訂服忌令撰註分秋
天

73
6226
4-1



73
6226
4

55

服忌令撰拾介新自序

去五味均平蔵

興津氏

興津氏

服忌令ハ、公事の典禮なるを、
毎くこれらうをさるるのなりけ故、
長山先生に撰拾より結し、
記略し、
このなり、
冗漫に文理と誤り、
へさ小生、
た、
索小使、
前仕乃、

補注を加へたる所ありて撰記分紙といふは實小先生此切と世に
明くはよきと長く撰記の形飾りして祖述憲章百姓先之
ん子と希ふる已故と懇知とありて先生乃切と案小切とを
四方の君子幸ひ忠せよ

武別忠藩

文化七庚午年仲秋

和友院書院印

服忌令撰記自叙

世よ服忌令と流弱をいふも九條の礼明やれは服忌令眞
之と和のりたりとあは神意と志違ふるの心と信たり本朝の
服帳考と云ふ禁中なるは神祇服忌令と云古より律令等一書
たり是ハ諸社百友神友等或ハ異邦人ともふその用はるの世
異なるもいふも亦異なるいふも海河を我朝の服忌令親族の
儀と礼儀とふむといふ私之意を記して割るは時ハその儀多
依く元文中以爲の按下とあは記は服忌令と云ふ寛永十
又年の次より撰用と云ふも亦異なる也管易なるは後世に改む
十ヶ條案深七ヶ條又追加板刻とありは流弱と云ふ是追儒教の
改む所ありて林氏と云ふは時より云て大同村中同村礼の表意人

然りして後不分明の如くしてハ為度より至る所ハ又四ノ段
たるを先きの如きのとよりしして此の如き事柄ハ後ハ腹巻
令今更々今初りの捷徑の一助とならんとい書と撰述するの
ありくハ後志の撰と不先幸願ハ後人正法

安永十五年孟春

長山正平の撰述

目録

イ 表父母

ロ 表父実方伯叙父母ノ唱方

ハ 表父ノ実母妾

ニ 嫡母

ホ 継母

ハ 離別之母并祖母の子并孫忌彼

ト 離縁之妻腰妊并その妻の子之妻

チ 家女

リ 養子

ヌ 退身養子

ル 実子并養子并孫

シ 史婦養子

ワ 養子実家之在在非同之妻子并家之門元

カ 養子

ヨ 養子并家女并孫

父

解養子為人成其の子同士

レ

妻か養
解養子退去
養子か居
右側
妻か養子居

ソ

孫か合解養子

イ

養父母



見か

- 一 家督を継分地配當す養父母を圓て死去若果其の時養
- 二 養父養母の内若女没化は為嫁れし妻と違は時養
- 三 養父死去以後若母化は嫁れの時養
- 四 養父死去以後若母再縁組願海結納文は右再縁組女結納
文以後後養父の成るの養子い多しは時養
- 五 養父母の養母養父の養
- 六 養父の妻死去後養子い多しは時養
- 七 養母家へ嫁る他は嫁れの時養

八一 妾母家之娘之右妾母之娘亦妾之子汝妾母他日嫁之時之支

九一 妾父妾妻之同妾女汝即之縁付以後妾と違ふ時之支

十一 妾母家之娘之妾父死以後年若身他之妾母若嫁再縁付之

十一 妾母之右同妾之妾祖父之娘之身叙母之縁之支

十一 妾父死以後妾母同妾母之支 他日縁付之妾妻と違ふ時之支

十一 妾母年若身之妾父死以後再縁里方之妾母若縁之支

十一 妾母年若身之支

十一 妾母年若身之再縁能い多一縁納為妾若縁付之時之妾母子

十一 縁切之時之支

十一 妾父縁絶古縁絶未取替以因妾父汝死之時之妾母若身之

為右縁如之妾母之右同妾之支

妾父実方伯叙父母之唱方

一一 妾父之妾家祖父母伯叙父母之唱之支

二一 前同以伯叙父母唱方之支

妾父之妾母妾

一一 妾父之妾母妾居内長屋之右果以右妾被之為日妾
右被前九為内屋助内妾有之妾妾 穢不若之支

妾母

一一 妾後之子父之妾母之成以後之父妻と違ふ時之支

二一 婦母死去後妾後に初生するに右初生と死去の婦母を養ひての
五成は孫孫に承継す支

三一 婦子没男娘二人は婦母を養ひて五成は妾母方忌御す支

四一 婦母を養ひて五成は後他家に孫実方婦母親親書に書載の
中承継す支

又一 妾後子婦母死去後父存あるは右婦母と妾母と極小支

六一 妾父を養ひて妾母を養ひて以前死去の婦母に承継す支

七一 妾父を養ひて妾母を養ひて以前死去の婦母に承継す支

八一 婦母を養ひて子に承継す支
子に承継す支

九一 婦母を養ひて妾後子に承継す支
妾と承継す支

十一 婦母を養ひて妾後子に承継す支
妾と承継す支

十二 妾後子実方婦母を養ひて五成は後他家に孫
承継す支

継母

一一 継母と妾母を定めて子死去の時支

二一 妾後子婦母を養ひて五成は妾母に承継す支

三一 右同は妾母を母家女に承継す支

四一 継母が死去後継母と承継す支

五一 継母を兄弟伯叔父母を承継す支
妾継母親親書に書載す支

六一 同承継母同承継祖母に承継す支

七一 妾に承継す支

梅忌文のりや

他実統々々々時父方子能母妾る最定式に娘為

例書束記

表子

- 一 一 妻の妹と表女といふ一 聲表子といふ一 此右表女増長前
 離縁いふ一 実方と表女といふ一 表女子元一 統と表女といふ
- 二 一 表子里方と在在は内妻子といふ一 表子はは長不書か道る妻子
 一 一 腹中前九一 表は他は時一 表
- 三 一 表子といふ一 男子或人か生又表子といふ一 此表は是表子といふ
 兄弟その子依と或夜目表子と統といふ

- 四 一 表子と表女を統といふ一 表女は表女を統といふ一 此表は是表子といふ
- 五 一 母と表子といふ一 表
- 六 一 統といふ一 表と表女を統といふ一 表女は表女を統といふ
- 七 一 母と表子といふ一 表
- 八 一 名字を後表子といふ一 表女は表女を統といふ
- 九 一 他人の牌と表子といふ一 又和は表子といふ一 表
- 十 一 陽振中付は表牌といふ一 表女は表女を統といふ一 表女は表女を統といふ
- 十一 一 表女は表女を統といふ一 表女は表女を統といふ一 表女は表女を統といふ
- 十二 一 表女は表女を統といふ一 表女は表女を統といふ一 表女は表女を統といふ
- 十三 一 表女は表女を統といふ一 表女は表女を統といふ一 表女は表女を統といふ

分地配當ヤコノ其子ニ成ル

又

退身者子

- 一 退身者子其後其方之係其子ニ成ル地也其方ニ成ル
- 一 不之者子の十ノ十日ニ後其地ハ例ニ成ル其後其地係其
- 二 初者子其方ニ成ル地ニ成ル其後其地係其方ニ成ル
- 三 親者子ニ成ル地ニ成ル其方ニ退身者子ニ成ル地ニ成ル

ル

実子者子亦換

- 一 一 実子者子亦換其方ニ成ル地ニ成ル其後其地係其方ニ成ル
- 同対公以在申ニ何ニ成

ヲ

夫婦者子

- 一 一 夫婦者子亦換其方ニ成ル地ニ成ル其後其地係其方ニ成ル

ワ

者子者子亦換其方ニ成ル地ニ成ル其後其地係其方ニ成ル

- 一 一 者子其方ニ成ル地ニ成ル其後其地係其方ニ成ル
- 是道者其方ニ成ル地ニ成ル其後其地係其方ニ成ル

カ

解者子

- 一 一 解者子其方ニ成ル地ニ成ル其後其地係其方ニ成ル

後々子と続業何と云

二一

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

三一

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

四一

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

六一

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

七一

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

八一

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

九一

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

十一

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

十二

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

十三

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

十四

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

十五

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

十六

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

十七

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

十八

長子願五歳以上未だ門接以前長方姉妹に因死去し時云

十五

依り又ハ女子いふ一ハ右女子いふ一ハ娘と結合し
 孫女と長女いふ一ハ舞臺子仕婚期もお世の上不嫁ハ長女
 と難縁いふ一ハ時
 舞臺子仕婚期もお世の上不嫁ハ長女
 婚期もお世の上不嫁ハ長女

十六

舞臺子ハ安長女ハ安

一

舞臺子仕婚期もお世の上不嫁ハ長女いふ一ハ舞臺子仕婚期もお世の上不嫁ハ長女

舞臺子五人一成一子同士

一

家ハ娘ハ舞臺子いふ一ハ娘お世の上不嫁ハ長女いふ一ハ舞臺子仕婚期もお世の上不嫁ハ長女

妻ハ安

舞臺子退去

長女子ハ安

妻ハ安長女ハ安

右何

一

妻ハ安長女ハ安一ハ其ハ難別ハ彼長女ハ大小ハ同封
 但樹書ニ趣ス

孫女合葬墓子

一 孫女合葬墓子 願海外以後續合同合之日是なり分由花伴に由り
此婦孫に成水祖に仕仕に五心はれ由り是なり

二 孫女合葬墓子の墓文子の墓文に定武孫女の祖文に接墓文
にり分由り小由り同付孫文に同り

三 孫女合葬墓子の墓文子の墓文に定武孫女の祖文に接墓文
にり分由り小由り同付孫文に同り

表父母

一 表父母合葬地記 為多々々々表父母を圓に記去昔某年の某月某日
未年二月古百有振舟波等某來修束在焉分地田龍海等圓合

表父母 墓二十日 腹百六十日

右表父母に同死去表子を在焉に在在は時ハ水祖に日分二十日百
六十日と忌被文了り分由り又ハ孫に日數文中ハ此は時候ハ由り同
並に以上

書角に由り表父母合葬地記 為多々々々表父母を圓に記去波
昔某年と孫に日數に接墓文之日數に承り由り一日と是なり

右振舟波等來

二月

伊东安古史

二

長父喜妻の同長女汝地は為嫁りて妻と追ふ時より天明六年八月止日牧地汝前より家系小笠原松平村馬守に因合

其身妻と不娶に前長女といふは地は嫁り長女は妻に継母に續て有るは右長後等は何れも此の族に因合以上

牧地汝前より同

八月十一日

小笠原松平同

書角の趣は長父喜妻の同長女に成地は嫁りて後長父妻と娶りては継母といふは長父婿側より前長女地は嫁りては継母に因合はるは依りて因合はるは継母に腹系を承けり

三

長父死去以後長母地は嫁りては天明元年同六月十七日松元

松元喜丸長山松元喜丸の松平村馬守に因合

一 長父死去以後長母地は嫁りては腹系を承けり後向藩より在り若

一 是嫁りては親縁仕より前は在りては或は長母里方に在りては

如元長母定式に趣は十日十二月忌後文に中

書角の趣は長父死去後長母地は嫁りては親縁縁に上りては在り

はるも長母に縁を親りては及ばずは

右に趣はるは心は在りては及ばずは

松元松馬喜丸

宣和月十七日

長山松元喜丸

長父死去以後長母再縁は親縁縁縁納文に右再縁に女結納文に以後長父の成りの長子といふは此より文化九年六月十七日

松平初永が九条松平忠房権助の令孫に祀後考に同合

一 松平初永の孫松平再縁は頼重の孫に結納文は為る未だ婿不重
肉を食後母子不重は忌服之を飯とす也

書面は通る也

一 右再縁の女結納文は以後後妻との未成との孫子に為るは
母子は松平母子定式に忌服文は成る事也

書面は通る結納文は先づ婿不重同に松平の右目
之に勿偏接忌に及ばず也

一 右の孫子と松平母子定式に忌服は之に縁頼重の孫に計り結納不
重は初永の孫子の勿偏接忌に之は成る事也

書面は通る初永の孫子の縁頼重の孫に右目之に勿偏接忌に及ばず也

右の通る同合の上り也

松平初永の九条

六月廿七日

岩崎権助也

五 松平初永の孫松平再縁は頼重の孫に結納文は為る未だ婿不重
肉を食後母子不重は忌服之を飯とす也

松平初永の孫松平再縁は頼重の孫に結納文は為る未だ婿不重
肉を食後母子不重は忌服之を飯とす也

書面は通る松平初永の孫子の縁頼重の孫に右目之に勿偏接忌に及ばず也

南無阿彌陀佛

八月廿九日

松平初永

六 松平初永の孫松平再縁は頼重の孫に結納文は為る未だ婿不重
肉を食後母子不重は忌服之を飯とす也

母方聲々為長母と云は他は再縁と上は長母と聲々縁といふ
一の事成り忌後と成りおあといふく又小節と云は此れ也

一 右他は再縁仕り長母と其家へ娘を育不熟と縁縁と成り又小節と云は
之縁仕り長と家初と長母と再縁以後は何縁又縁縁と云
縁仕り同指仕り妻と為り実母と聲々為何縁と云は
中は英忌後と成り何おあといふ
右は縁縁と云は長と家初と縁仕り同合中上は此上

林元右為縁縁也

五月廿六日

杉本貞吉也

書面々母と成り長父死云以後長母他は嫁の上縁縁と
之縁仕り長母と名目と云は長父と娘と伯母おあといふ

定式之被忌と云は

九

長父と長妻と内長女波和縁仕り後妻と追ひ時と云は天保六年
九月十日古屋徳屋と云は葛山村司が安成と云は同合

一 妻と内人との娘と長女といふ一他は嫁の中其後妻と追ひ時
右他は嫁の長女と妻と長と極の時と右長女と方は長母定式
無忌股交り中成り存在也

但右長女他は嫁の後妻と追ひ時と右他は嫁の長女と妻と
長と長父と極時と云は同指仕り長母と追ひ時と云は
く縁仕り長と方は一向と忌後と云は長と存在忌後と云は
右長女と為り長父と妻の継母と云は縁仕り長と云は
く上は右母の長と存在也

書面之趣ハ妻等ノ同姓女ニ爲シ他ニ嫁シ後妻ト呼ビ
得ル右姓女ノ子免喪父ノ妻ハ継母トシ左姓父継母トシ
書面ニ定ム所ニ書母ト定武ノ後妻トシ
但右姓女他ニ嫁シ後妻ト呼ビ違フモ書母ト免喪父ノ
妻ハ継母トシ右姓母ト初メ同姓對面トシ左姓後妻トシ
継母定武ノ後妻トシ
右ノ続字何以上

大正總督府

九月十日

山村 司

十

書母家ノ娘ニ書父死去後年若ク他ニ嫁シ書母ニ成再嫁仕
ル書母ノ名目等ニ書祖父ノ娘ニ叙母ニ續ク

文化元子年四月廿日書坊ノ盛店ノ股合書付

家ノ娘ハ書子仕ル大書大書ノ子末部書子仕ル病死仕扱
家ノ娘年若ク再嫁爲仕ル他家ノ書ニ成再嫁書合上
尚且上ノ後妻何文ノ中書何以上

四月廿四日

盛店

書面ノ趣ハ書母家ノ娘ニ書父死去後年若ク他
家ノ書母ニ成再嫁書合上ノ書母ノ名目等ニ書親
父ノ娘ニ叙母トシ一忌十日後四月廿六日

此後後書

理利盛店ノ股合書付先例如紙ノ趣一可再後
書書母ノ上ノ同寬保ノ書年加友ニ成再嫁書合上

増田五郎のハ吏婦の娘を娶ハシ返難縁ハハシテ元初に續ク高坂
才の娘を娶ハシテハ同合ハシテハ此書面ハ通言ハ附礼ハ在ハ
左ハハシテ高坂方ハハシテ接取書面叙母此ハ高坂縁ハハシテ叙母
賦ハ娘を娶ハシテ仕長ハ一同縁義仕ハハシテ上ハハシテ

娘忌掛

此礼目付

七月

元娘忌名調之付例書在ハシテ毎リ

寛保之三年六月

一 柳友高之付ハ娘忌園合例ハ上及接取ハ例

宝曆九年七月十日

一 神保彰之付ハ娘忌園合ハ例

同年

一 東山長之付ハ娘忌園合例

安永之三年九月八日

一 松平誠之付ハ娘忌園合ハ例

享和之三年十月六日

一 菅原龜九之付ハ娘忌園合ハ例

是ヨリ
宝曆九年七月六日

一 久世初重之付ハ娘忌園合ハ例

寛政八年八月九日

一 長岡友吉之付ハ娘忌園合ハ例

寛政十年八月

一 事初在島府方

同十年年八月四日

一 中流達之助分領同合

十一

若父死去以後若母回振とこといふも他は不嫁也とて後忌の事
伺ふに室督九年七月之世初重なる後忌掛に同合

服忌令追加之由若父死去以後若母回振とこといふも他は不嫁也
と後忌之疑に他は嫁とすおわては後忌之旨

大に遠近に流成之令地配高き若子の事在りも若父死去以後若母
他は嫁也とて服忌更不申す也と云在り也

書角に趣

一 若父死去の事若母と若祖父と娘と云在り得とも若父死去の

後若母他は嫁也といふ後忌更不申す也と云在り也

書角に趣に若父死去の事若母と若祖父死去以後若母他は嫁也

後忌之旨

一 右に若母若父死去以後他は嫁也以後離別仕若子の事在り同

後仕在り得ともいふ也他は嫁也といふ忌後忌云云在り也

書角に趣に若父死去以後若母他は嫁也といふ後若母回振
もらも一息に嫁也といふ若母と縁断之旨は後忌之旨

大に母と伺重なる事在り也

之世初重なる旨

七月六日

本下付古書

十二

若母年若く若父死去後若母再嫁是方は居り忌後之旨源長伺ふに

昔母為再嫁、里方に居りし上、その處に於て死去し、その子史
婦、縁を切し、その子史、その子史、その子史、その子史、その子史、
追加此文、その子史、その子史、その子史、その子史、その子史、
昔母居りし、その子史、その子史、その子史、その子史、その子史、
上、離別し、女、他、に嫁、先、夫、婦、縁、切、し、り、り、り、り、り、り、
見、競、り、し、何、し、願、書、出、し、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、
其、子、史、婦、子、史、婦、子、史、婦、子、史、婦、子、史、婦、子、史、婦、
之、子、史、婦、子、史、婦、子、史、婦、子、史、婦、子、史、婦、子、史、婦、
如、上、の、事、同、く、し、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、

六月

二枝豊前守
兼左衛門尉
中川知三郎

同官法良也

十三

昔母年若、身再嫁、結納為、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、
文化十一年七月十九日、河野法丸、其、結納、其、結納、其、結納、
昔母年若、身再嫁、結納為、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、
縁、結、納、其、結、納、其、結、納、其、結、納、其、結、納、其、結、納、
不、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、

昔母再嫁、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、

十四

昔父縁、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、
母、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、
昔母、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、
子、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、其、結納、

此女子... 不有拘... 男子... 其心... 此後... 女子
足合... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
元来... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
去... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
右... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
了... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
定... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
合... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
十二... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...

一 此別... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
角... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
通... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
作... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
仕... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...

二月

以名

三 婦子二男娘二人... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...
九日市... 此後... 女子... 此後... 女子... 此後... 女子...

光

父 婦子二男娘
母 以婦子二男娘二人... 此後... 女子... 此後... 女子...
才 以才婦... 此後... 女子... 此後... 女子...

右本妻の長女五成は猶子二男娘二人は猶母の才女長男叙父の孫
五成は長男叙父の孫猶母は孫娘長男

猶母の長女五成は猶子

以猶子ハ五成ハ長男叙父の孫猶母ハ孫娘長男

長男叙父の孫猶母ハ孫娘長男

猶母の長女五成は猶子

一 猶母の長女五成は猶子

以二男ハ二男ハ長男叙父の孫猶母ハ孫娘長男

猶母の長女五成は猶子

猶母の長女五成は猶子

猶母の長女五成は猶子

以猶子ハ五成ハ長男叙父の孫猶母ハ孫娘長男

猶母の長女五成は猶子

猶母の長女五成は猶子

猶母の長女五成は猶子

猶母の長女五成は猶子

猶母の長女五成は猶子

猶母の長女五成は猶子

市橋下総寺

二月九日

水上初子

猶母の長女五成は猶子

九申年七月廿二日松平村

父の妻の猶母の長女五成は猶子

之後他家存領古流中付親親書其如く其徳方之儀右母忌
彼古文外家之付其月書母之徳之親親古書載此所存他家取
流仕作上之去張實付嫡母之徳之徳家之由死也此所存合家以上

松平伯智守家来

七月廿二日

岩崎橋古也

書面之趣ハ其月嫡母之書在成以死去之上ハ親親書ニ

書載之不及也嫡母方親親是又書載之不及也

妾後之子嫡母死去後父有家之右嫡母と書母と極り文化十一年

六月十二日松平伯智守家来川村又古也荒川彦左衛門同合

妾後之子嫡母死去後恩依此所存付父有家之右嫡母と書母

古文之趣ハ嫡母方親親是或ハ妾後文之付ハ此所存付以上

松平伯智守家来

六月十二日

川村又古也

書面之趣ハ妾後之子嫡母死去後父有家之右嫡母と書母

古文之趣ハ嫡母方親親是或ハ妾後文之付ハ

六

書文之趣ハ妾後之子嫡母死去後父有家之右嫡母と書母

廿八日生駒大岡院家来加川古也八郎分彦取之古也同合

一 父斗之古也妾後之子嫡母死去後父有家之右嫡母と書母

做之由在也古也妾後之子嫡母死去後父有家之右嫡母と書母

書面之趣ハ妾後之子嫡母死去後父有家之右嫡母と書母

その親親書其如く

古之流是之古也付在古也付在古也付在古也付在古也

二月廿八日

加川左八郎

七

貴父と妻と貴と連なる以前に死去嫡母に准り時々年号月日不知
大方河内守方不接忌下合

追加

貴父と妻貴と連なる以前に死去嫡母に准り親親接忌令々々
以々条々之由貴子に就古無貴父と云々貴とれさる日貴父と
妻没死云々嫡母に准り没射由不申り以り接忌父と母没没
無射由り没射由不申り先忌十日接二十日忌接父と母但
嫡母に准り以り貴父と妻と親親接忌父不申り以り以り
書面と無ハ貴子とるとの貴父方ハ門紙と前接忌親親

八

貴父と妻貴と連なる以前に死去嫡母に准り親親接忌令々々
以々条々之由貴子に就古無貴父と云々貴とれさる日貴父と
妻没死云々嫡母に准り没射由不申り以り接忌父と母没没
無射由り没射由不申り先忌十日接二十日忌接父と母但
嫡母に准り以り貴父と妻と親親接忌父不申り以り以り
書面と無ハ貴子とるとの貴父方ハ門紙と前接忌親親

嫡母に子に云々ハ上々文に妾後子に云々対して嫡母に子に
中子年号月日不知

以度以後に接忌令追加同

一 妾後子に父嫡母継母との貴母に定り時々忌六十日服十二月一
母方と親親に接忌貴父と貴親親貴子に云々以り
一 嫡母に子継母に接忌おわすも父極限貴子に同一但継母
方と親親に接忌令々々
右嫡母に子に云々父後妻と時前妻に子のり云々以り

此嫡母の子有之ハ上ノ文妾後ノ子ニ對シテ嫡
母ノ子ニ對シテ

九

嫡母ノ子ハ妾後ノ子ハ父ノ本妻トシテ唱取ルルノ年号月日不知

元

一 嫡母

妾後ノ子ハ為父ノ妻ト嫡母ノ子ハ

書角ノ母ト嫡母ノ子ハ

後妻又ハ家ノ娘トシテ或ハ入嫁ニ由リ妻トシテ同例也

父ノ後妻ハ継母トシテ在ルル者子孫ハ妾後ノ子トシテ

子ノ子ハ為父妻ト嫡母トシテ在ル

父妻ト要ハ妾後ノ子ノ子ハ父妻ト継母トシテ在ル

十

嫡母ノ子ハ妾後ノ子ハ父ノ本妻トシテ唱取ルルノ年号月日不知

上方ノ同例トシテ同合

嫡母ノ子ハ妾後ノ子ハ父ノ本妻トシテ唱取ルルノ年号月日不知

妾後ノ子ハ父ノ妻ト嫡母ノ子ハ

十一

妾後ノ子ハ父ノ妻ト嫡母ノ子ハ

九月十日中川所産家系大竹傳右也ハ妾後ノ子トシテ同合

妾後ノ子トシテ

右妾後ノ子ハ妾後ノ子トシテ同合
妾後ノ子ハ父ノ妻ト嫡母ノ子ハ
妾後ノ子ハ父ノ妻ト嫡母ノ子ハ
妾後ノ子ハ父ノ妻ト嫡母ノ子ハ

續々後身是後少何有心なり

本下北流

右白の他家正統は正身正母叙父之是後少何有心なり
書向之趣ハ式々来テ是後子嫡母之書正成他家正統表
子之書紙より正統初之書母後是令之正親親腹是正成母也

継母

一 継母と書母之区子死去の時之書寛政十年八月十七日平賀式部補
より後忌掛に回合

父之在高等は継母と書母之区は正成母也之式之是後少何有心

書母育親類之是後少何有心編之正成母也之区は正成母也之区は正成母也
去之正成母之区は正成母也何有心なり

八月

平賀式部補

書向之趣ハ式々来テ是後子嫡母之書正成他家正統表
子之書紙より正統初之書母後是令之正親親腹是正成母也

二 是後子嫡母之書正成他家正統表之区は正成母也之区は正成母也
十月七日正成母之書正成母也之区は正成母也之区は正成母也

一 妻病死後是後男子が正成母之書正成母也之区は正成母也之区は正成母也
有之正成母也之区は正成母也之区は正成母也之区は正成母也
有心なり正成母也之区は正成母也之区は正成母也

書角に連ハ婚母に書不取成婚母に書不取成婚母に親類
後定式に後子に付書母に親母忌二十日服九十日云々

十月七日

能勢三右衛門

三

右同の書角に母家女に付しり寛政十一年十月十日前同人の後定式に
一妻前死後妻後男子が生後妻母の牌とて婚母に納有しり此
書角に書定金に右後妻に母家女前死に衣右牌に忌後少何云々
二りしり此後及出合

書角に母に書角に母家女に付しり服忌云々

十月

能勢三右衛門

四

婚母前死又婚母と違ハ時しり寛政十一年六月十日巨勢日向云々
後定式に同合

初縁妻後しり右母前死後父再縁故右婚母前死後父再縁
故に妻前死に衣子に書定婚母に忌後少何云々此以出合云々
書角に母に書角に母家女に付しり服忌云々

五月十二日

巨勢日向云々

五

婚母に兄弟伯叙父母に名目云々其婚母前親類不取云々此以出合云々
方は替ハ掛不中云々此以文化八年二月廿九日奥平大膳左衛門右衛門
嘉七郎に付初縁死後及出合

一 右同の婚母に兄弟伯叙父母に名目云々其婚母前親類不取云々此以出合云々
方は替ハ掛不中云々此以文化八年二月廿九日奥平大膳左衛門右衛門
嘉七郎に付初縁死後及出合

後子不願其母之言以成

公做之令其車身親及接授也

十

先妻之子繼母之長女也成他人之長女成他人嫁之天昭七未
年四月二十日松平主殿以東川口長高が松平射馬場に同合

一先妻之娘有之而後妻之追ひの娘之為に繼母は在りた

先妻の子人々長女も成りては繼母は親を重んじず

書面之趣ハ先妻の子人々長女も成りては實に繼母腹忌之

一先妻之娘父存在に時繼母は其長女を嫁せしめ又其長女も成

他は嫁りしを右之に長母は忌腹の令にす

書面之趣ハ實に長母腹忌之令に

十一

繼母存命に時父も存命に定りては繼母は長女を嫁せしめ其子も長母は忌腹

後有願之の寛政十一年八月松平信清が東馬場で松平信直が同合

一父

長母忌妻

一繼母

嫡子

右繼母存命に時父も存命に定りては嫡子初年分取長女も成

長母は忌腹にす右長母は長女を嫁せしめ其子も願わしめ其子も

弟も存命に在りては長母も亦其子の分取長女も成

松平信清が同

書面之趣

八月

書面之趣ハ父も極力其子に依りては父も存命に在りては

繼母も其子も忌腹にす初年分取長女も成

其子も其子も忌腹にす其子も其子も忌腹にす

右別孫之統之在成也

但古孫初也書子之世也一之統也

十七 先妻之子繼母之書之在成也其母之祖親也其母之書之在成也其母之書之在成也

但古孫初也

書子之世也

言拾七儀即人按持

言子世也

言拾七儀即人按持

酉年七十六

寶政十年年十一月十日

言拾七儀即人按持

但古孫初也

書子之世也

言拾七儀即人按持

也應入口

言拾七儀即人按持

酉年十七

父初也

右古之世依聲之系初也而先妻之腹也其世也其母之世也其母之世也其母之世也

書子之世也

也

書子之世也

書子之世也

右古之世依聲之系初也而先妻之腹也其世也其母之世也其母之世也其母之世也

一
新別 母并祖母より孫忌服

新別 母并祖母より孫忌服 母子并孫忌服 腹忌 父より
文化二年十二月七日尾港殿 同合

新別 母并祖母より孫忌服 腹忌 父より

書向 母より

新別 祖母母より孫忌服 腹忌 母より

祖母母より孫忌服 腹忌 母より

此文并書向 母より

一
新縁 妻腰妊并子より

新縁 妻腰妊并子より 子より 親類より 天正

七年二月七日尾港殿 同合

新別 妻腰妊并子より 腹忌 父より

書向 母より

新別 妻腰妊并子より 腹忌 父より

一 妻新別 母より 腹忌 父より

兄弟姉妹より 腹忌 父より

書向 母より

伯叔父娘より 腹忌 父より

一 新別冊之忌服ハ如何也

書向ニ毎ニ冊別ニ忌服母子未ニ定式ニ由賜意ニ付

水嶋三波子

二月

水嶋三波子

子

家女

一

在在ハ家女痛死ニ長ク付テ文化九年十二月廿七日松平
伊豆守反拍ノ上ニ御柄強ク南今忌服ニ付ハ由在在
在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書
書九年前紙中園字紙祝意ハ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書

同人女子 作

在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書
仕ハ長ハ由由重書ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書
由由重書ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書
在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書

松平三波子

十二月廿七日

伊豆守反拍

二

家女ハ由由重書ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書
ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書
ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書ニ由在在子故由由重書

松平三波子

家女

右大膳危婦子傳命有死去付中或於中備傳命有也如後五須仕等
父大膳危傳命禮文之儀古成中以物多右家女一人之實母
或於中備傳命之禮母之儀古成中以物多右家女一人之實母
中備傳命之儀父右之儀右家女實母之儀古成中以物多
父之儀中備傳命之儀右家女

書向之儀右家女之儀實母之儀之儀
右家女之儀實母之儀之儀親親之儀之儀一切世之右家女之儀
之儀近之儀或之儀後文向備傳命之儀實母之儀之儀之儀
之儀之儀之儀之儀之儀
右之儀之儀之儀之儀

或於中備傳命

九月十八日

近勇之近

書向之儀右家女之儀實母之儀之儀親親之儀之儀一切世之右家女之儀
之儀近之儀或之儀後文向備傳命之儀實母之儀之儀之儀
之儀之儀之儀之儀之儀
右家女之儀實母之儀之儀

私云

家女之儀實母之儀之儀親親之儀之儀一切世之右家女之儀
之儀近之儀或之儀後文向備傳命之儀實母之儀之儀之儀
之儀之儀之儀之儀之儀
右家女之儀實母之儀之儀

加友境已前次情連

例書左之儀

文化十一年八月二日成濃平人山内長清浪江より初麻地

傳子也同合ヶ条に因

祖母有祖母言祖母家女に其の腹忌言内元也

書向く趣ハ家女言も祖母有祖母言祖母言或ハ腹忌言ハ

祖母言ハ其の言祖母言祖母言腹忌言ハ一日ハ在也

ハハハ

リ
表子

一 妻ハ妹と表女といふハ解表子といふハ此ハ右表女増長前縁
いふハ其方ハ其席也ハ表母子元元ハ縁ハ其成ハ此ハ文政元
年六月廿日酒井八郎表其下回ハ其分法因ハ其也ハ同合

一 妻ハ妹と表女といふハ解表子増長前縁為表子ハ其
其正表女ハ其方ハ其方ハ其席ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成
其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成
子生る所のハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成
書向く趣ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成
右表女増長前縁縁ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成
女増長ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成
ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成
表子里方ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成
ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成
市元ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成ハ其成

二

右二夜同表子の為先表子の表方見牙の儀に成たる人の子ハ
叔父甥の儀に在るに定式に膝忌文に他家の儀に表子の如く
叔父の方の膝忌文に甥の方の叔父の儀に膝忌文に先表子の
妻の儀に右同令に膝忌の儀に編に義に在る也
右の儀に在るに右の儀に在るに同令に

六月廿四日

何初活丸家来
加友瀬江也

書角の毎に

表子の為先表子の儀に在るに定式に膝忌文に他家の儀に表子の如く
文化十二年六月廿四日何初活丸家来加友瀬江也の儀に同令
表子の為先表子の儀に在るに定式に膝忌文に他家の儀に表子の如く

初ハ右の上の儀に表父母の儀に在るに連初表方仕の儀に在る
五夜の上の儀に表方仕の儀に在るに膝忌文の儀に在るに
表方の儀に在るに初ハ右の上の儀に表方仕の儀に在るに
何初活丸家来

六月廿五日

何初活丸家来
加友瀬江也

書角の毎に
ハ右の初に表父母の儀に在るに

五 母の儀に表子の儀に在るに寛政十年八月十日不多中野大楠より横田
十夜角の同令

大徳何来

嫡子

次男

菅尾六郎
菅尾家長子

菅尾孝友

右云大徳阿某妻史死後主人は其母菅尾に中絶女を初め初生る
大黒尾孝子仕合納之由依主人分中付別他家分長子仕菅尾孝友史
之各系初生在孫 今夜死去仕代大黒尾に母斗
長子の由依は其子と為り長子と為り忠腹之成り史代在菅尾に
は其城之忠腹納す

菅尾之母八幡斗、長子元元年中取止りの由依主人分中付

六

續有るといふ多頼清なる長子といふ一他家に又長子の由依の時より寛
政八年相平長門守が長中里甚平介と被殺す所は同合

續々々
初、菅父母在果は菅父母之成り膝高史不申他家に長子の由依は
右銘右清に長子の由依は大黒父母之成り忠腹史不依出在史
字向は以上

相平長門守が長

中里甚平

菅尾之母之令被遣り在孫也其分能取爲せり菅子治
直依、中家之令依は其分能及接後は

七

母斗ハ花子ハの母ハ文化十一年十一月廿七日牧野豊前ハ家来
永井洋助ハ名取産飯之右衛門ハ同合

初年ハ百位ハ女年ハ末冥脚ハ之右衛門及花養ハ之右衛門ハ主人ハ持家ハ
右如ハ花子ハ中ハ付ハ煙ハくハ古ハ仕ハ出ハ水ハ右衛門ハ花子ハ之次ハ二十日十
二月ハ忌服ハ更ハ花母ハ之方ハ右衛門ハ花子ハ同ハ依ハ止ハ日ハ九ハ十日ハ
忌服ハ更ハ花母ハ之方ハ右衛門ハ花子ハ同ハ依ハ止ハ日ハ九ハ十日ハ

牧野豊前ハ家来

十一月廿七日

永井洋助ハ名取

書面ハ之趣ハ母斗ハ花子ハ元文年中ハ止ハりハ上ハ

所家ハ之趣ハ花子ハ中ハ付ハ煙ハ及ハ接ハ授ハりハ

八

花子ハ永井洋助ハ家来ハ之知ハ花子ハ之世ハハハ時ハ之りハ明和二年ハ中ハ治ハ德ハ中ハ家来ハ
永井之方ハ花母ハ之方ハ永井之方ハ同合

小治德中ハ家来ハ長尾初ハ花子ハ之方ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ
花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ
花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ花子ハ忠ハ

十二月十九日

永井之方ハ花母

書面ハ之趣ハ花子ハ永井之方ハ花母ハ之方ハ永井之方ハ同合

九
他人ハ之牌ハ花子ハ之世ハハハ又知ハ花子ハ之世ハハハ天明二年ハ二月ハ廿日
谷重房ハ花子ハ永井之方ハ花母ハ之方ハ永井之方ハ同合

他人ハ之牌ハ花子ハ之世ハハハ又知ハ花子ハ之世ハハハ天明二年ハ二月ハ廿日

又先方より書きたる文より、股意如何事心付り申す

書面より、趣より先初より書きたる文より、股意如何事

右より、趣より先初より

谷島方所より書

二月廿三日

別所村古書

十 徳指中付り書きたる文より、先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す
右より、趣より先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す
松平豊前守より書きたる文より、先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す

主人書きたる文より、先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す
徳指中付り書きたる文より、先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す
右より、趣より先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す

松平豊前守より書

十月十八日

平井村古書

書面より、趣より先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す
右より、趣より先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す
細より、趣より先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す

十一 柳沢氏傳書より、先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す
右より、趣より先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す

右より、趣より先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す
柳沢氏傳書より、先初より書きたる文より、股意如何事心付り申す

柳沢氏傳書より書

四月

長教倫古也

書角に趣い家録五條に書子に趣長方親類定式指卷
より実甥物なるも書方伯叙父母定式二十日版九日版
古伯叙父母に子に趣長方定式日版七日版

他古伯叙父母并長方在他に書子書女亦在版
忌意味遠り方在版その記書定式一回合

十二

書子の家録と書儀に書子細山在り別家仕付の時
四月十七日小知信法書家来評井丸長方中川西澤書一回合

書子の家録と書儀に書子細山在り別家仕付の後要り
別家後書に書子細山在り書母に在り書母に在り書母に在り
而も書子細山在り書母に在り書母に在り書母に在り

小知信法書家来

四月十七日

評井丸長方

書角書子の家録と書儀に書子細山在り別家仕付の時

別家後書に書子細山在り書母に在り書母に在り

十三

書角書子の家録と書儀に書子細山在り別家仕付の時
配高せざる書子の家録と書儀に書子細山在り書母に在り
配高せざる書子の家録と書儀に書子細山在り書母に在り

書角書子の家録と書儀に書子細山在り別家仕付の時
配高せざる書子の家録と書儀に書子細山在り書母に在り

松平日向書家来

九月十六日

河合源吉書

今くはつて心算大抵合て在り候に
信是迄来子に膝迄と言ふ所
尺合以例用中旨意方々
至願膝迄同合下礼大書後
及此書後

十月

河内書

例書

安永六申年八月廿八日竹中至願方

宛

一 輝 表子

竹中至願方

右に拙意表子に在り候事
義拙意婦孫水程未成候
及此書後

合中旨意方

竹中至願方

森多村店吉更

八月

書角に趣い表子多むとの
一と家督に定こり表子の
一と忌十日股二十日

初表子福守に付趣い
り文化之宮年九月廿七日
初表子

いとの續意に福守に付
初表子

卦夜目

いとの續意に家督に付

右の母熱氣除退身之喪子之式夜同之喪子ハ兄弟之疾疾
おそれ忌服少何文之乎

書角之趣ハ兄弟おそれ忌服之腹忌之乎

一 熱氣除之喪子之忌服ハ定式之趣文之乎

書角之趣之乎

一 喪父之退身之喪子おそれ忌服少何文之乎

書角之趣退身之喪子之方ハ二十日百二十日之腹忌

文之喪父之方ハ忌服之定式ハ喪子の如く十日二十日

之腹忌之乎

右之同也

九月

三

親之方之親喪子之改ハ此病身之退身之喪適合何之乎天昭元年
八月黒田如所書家来字依更法書ハ安夜ハ平也ハ同也

親之方之親喪子ハ此ハ此病身之退身之喪適合何之乎天昭元年
改親喪子之婦子ハ此ハ此病身之退身之喪適合何之乎天昭元年
父ハ此ハ此病身之退身之喪適合何之乎天昭元年
高改以上ハ元之叙父ハ此ハ此病身之退身之喪適合何之乎天昭元年
此ハ此病身之退身之喪適合何之乎天昭元年

黒田如所書家来

八月

字依更法書

書角之趣ハ此ハ此病身之退身之喪適合何之乎天昭元年
病身之改ハ此ハ此病身之退身之喪適合何之乎天昭元年

中文之爲婦子之智く而之時に末子之... 胎息之法方其女子
 家給く定む時、婦子之胎息を言く方く... 中文之爲此胎息は家
 給く定むるに之... の言別... 胎息く... 胎息此言... 胎息
 存... 胎息を言く... 胎息と云換... 胎息... 胎息... 胎息
 ... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息...
 ... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息...
 ... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息...
 ... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息...
 ... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息... 胎息...

十一月

二名

夫婦書子

一
 家給く定む時、婦子之胎息を言く方く... 中文之爲此胎息は家
 文化十一年七月廿九日...

何某 家給

里方は張之直内自了りたる事子之腹中初門九之交お他は六
大長子之妻父母の門九之妻子之為り夫は之父母祖父母
流るるや長子之親類定式之通忌服之由依り此在り又門
九之妻も長子之仕前分り妻子之由依り祖父母孫も各々之
より此在り

但右長子之妻子里方は長重斗之長家門九之由也
父長子に成りたる大長父の祖父母之流り也
大之腹意る人なり後此依り何れ以上

又月廿百

大村市之元

書向之通ハ 所家之号之依り何れ及接扱ハ

力

聲長子

一
聲長子仕子初生以後離縁又聲長子い片一以是長子之依後
長子之流り何れ之り寛政十一年九月之百河新橋廣之末長尾
傳之南河田能橋之同合

男子之号一之の娘は聲長子仕子初生以後大聲長子不熟之月
離縁い多一又ハ大娘は聲長子い多一亦後其流り仕ハ大初生
之子依り此在りハ此父ハ此在り何れ之依り此父之忌服ハ此
ハ此在り何れ此父ハ此在り何れ此父ハ此在り何れ此父ハ此在り
仕ハ此在り何れ此父ハ此在り何れ此父ハ此在り何れ此父ハ此在り
長子之仕りも是ハ一之通之長子之付之十日百六十日之忌服ハ此

此亦又他家也... 終文... 終文... 終文...

書面... 終文... 終文... 終文...

一 大初... 終文... 終文... 終文...

書面... 終文... 終文... 終文...

定式... 終文...

一 前系... 終文... 終文... 終文...

書面... 終文... 終文... 終文...

一 前系... 終文... 終文... 終文...

書面... 終文... 終文... 終文...

姉妹他家お流し 長女お成不申也二十日 腹急言

但先聲因長子 子と後 聲長子 長女いふ

以後ハ初ケ糸月附札 通及託及控扱ハ

二

長子頼お海之末末川福ハ前長方姉妹 同死去ハ時 支文化九

申年八月廿日松平甲斐守家来山寺法長也 子伴友河内守 同合

為る頼お海長子長女ハ 不川福ハ前長家姉妹有 大川内波

死去ハ長女長子 子の見方定式 忌服 出在也 末川福

以前ハ腹急 長別 出在也

書角 通ハ長子頼お海也 大長家ハ不川福ハ前

長別 長方姉妹定式忌服二十日九十日 出在也

一 大長子 子の長方 姉妹 對角 出在也 高忌服 長別 出在也

書角 通ハ前末川福 對角 出在也 不絶 腹急 同前 出在也

松平甲斐守 同

八月廿日

山寺法長也

三

聲長子 家智お流し 上家 娘と波 離縁 長妹長女 いふ 聲長

子波ハ大長子 為長女 離縁 家 娘 何 流 支文化 己年

八月十八日 井山 誠也 出在也

聲長子 成家智お流し 上家 如 不絶 不絶 上 離縁 出在也

以後 長方妹 長女波 大長女 聲長子 波 出在也 長女 離縁 出在也

家 女ハ長子 為 長方姉 流 出在也

書角 通ハ聲長子 嫁合 出在也 娘 不絶 不絶 出在也

以後 長方妹 長女 波 聲長子 波 出在也 長子 為

菅人難縁波小家之娘ハ菅人ノ娘ハ菅人ノ叔母ニシテ
舞衣子イ多一男子カ生後舞難縁実方ハ菅人ノ叔母ニシテ
菅人ノ水難縁ハ難縁成多ハ同合ニシテ享和二年五月廿六日
腹忌を今山右守純川久源前ト水合

菅人表子居シニ長イ月ハ何色ニテ定ト云一山右守純川
久源前ト水合ハ何書面自介在ハ何方ニテ無ハ何方何人ト云ハ何
松平右近将監より腹忌ハ合ト云ハ何及挨拶

舞衣子イ多一男子カ生ニト云ハ舞難縁実方ハ菅人ノ叔母ニシテ
カ生ニ孫ノ祖文ニ水難縁波ハ何ハ難縁成多ハ何方ニシテ在
孫ハ何家ニシテ難縁及挨拶方同合ハ何波挨拶ハ何書面自介
ハ何書面自介ハ何書面自介ハ何書面自介ハ何書面自介ハ何書面自介

菅人子福山等ニ退此ハ何菅人ノ叔母ニシテ在難縁波ハ何ハ何
子ノ祖文ニ水難縁波ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何

舞衣子カ娘ハ菅人ノ叔母ニシテ在難縁波ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何
享和六月九日海井ト八前家東下回ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何
一舞衣子カ生ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何

菅人ノ叔母ニシテ在難縁波ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何
菅人ノ叔母ニシテ在難縁波ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何
菅人ノ叔母ニシテ在難縁波ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何

菅人ノ叔母ニシテ在難縁波ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何
享和二月松平右近将監ト菅人ノ叔母ニシテ在難縁波ハ何ハ何ハ何ハ何
菅人ノ叔母ニシテ在難縁波ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何ハ何

双方表父の一方に在るは表女を養子と養父の縁合を成る
服定式は通すは也

一 右表女を養子と養父の縁合の上は離縁を成るは表父の養子
縁合を成るは表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る
右表女を養子と養父の縁合の上は離縁を成るは表父の養子
縁合を成るは表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る

右の縁合の上は表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る

松平右衛門尉

二月

三月廿五日

此の縁合の上は表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る

七

表女の養子縁合の上は表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る

表父の縁合の上は表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る
右表女を養子と養父の縁合の上は離縁を成るは表父の養子縁合を成る

双方表父の一方に在るは表女を養子と養父の縁合を成るは表父の養子
縁合を成るは表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る
再縁の上は表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る

松平右衛門尉

二月

三月廿五日

表父の縁合の上は表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る
再縁の上は表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る
一方に在るは表父の養子縁合を成るは表父の養子縁合を成る

解者子亦曾仕候之上不仕候之退身也之妻懐妊三月と經
 男子初生大男子と少分と宛有之父身月苗字ツ右左系此所
 子天明己年二月何故能也之妻懐妊候所不仕年對馬島同谷
 解者子と仕力智と為繼以後也之妻子不仕候付其妻之儀
 親類等之上主人へ退身月付其子ハ其月九日其父母并其
 子之妻ハ其方へ親類等へ九日其儀仕候之儀也之妻懐妊
 月と經男子初生之身主人へ少分と宛有之苗字ハ父之身月
 苗字と之名系方付其儀也之親類等へ苗字仕候之儀也其初
 家以傳へ其妻門分れ候之儀也其子之儀并其妻之儀切之儀後
 之方之儀也其儀也

何故能也之妻

二月

右懐妊六日也

書面へ通ハ解者子不仕候之身主人より退身月付其月
 九日其父母并其子之妻ハ其方へ親類等へ九日其儀
 其子之儀難縁以依也之妻父母并其子之妻ハ其方へ大
 之妻懐妊三月と經男子初生主人へ其月苗字と為右
 系此所割不仕候也之身主人之儀也之妻懐妊三月

解者子亦曾仕候之上不仕候之退身也之妻懐妊三月と經
 男子初生大男子と少分と宛有之父身月苗字ツ右左系此所
 子天明己年二月何故能也之妻懐妊候所不仕年對馬島同谷
 解者子と仕力智と為繼以後也之妻子不仕候付其妻之儀
 親類等之上主人へ退身月付其子ハ其月九日其父母并其
 子之妻ハ其方へ親類等へ九日其儀仕候之儀也之妻懐妊
 月と經男子初生之身主人へ少分と宛有之苗字ハ父之身月
 苗字と之名系方付其儀也之親類等へ苗字仕候之儀也其初
 家以傳へ其妻門分れ候之儀也其子之儀并其妻之儀切之儀後
 之方之儀也其儀也

男子初生大男子と少分と宛有之父身月苗字ツ右左系此所

お成り之願はる順養子之仕は以後養父之没後長智養子依りお質
お流仕に在る物は仍不坊とて主人が遺教より付家形繼任
以付大徳長子順養子お成り男子その卯家族に親親大方に
引取置養育はれ中付はる重り此家物に依り付大男子成長と
誰苗跡先不中偶少介に宛り給へ家右お之お意に初より
付はれ大徳長子主人が遺教より付徳長子順養子大徳長子
没より重り以後養父に縁順養子に縁先にお親忌服中何法に
不及び不若又一旦父子に縁取結上へ二人たにお手忌服忌服
此後より大徳長子に養お成り娘も夫婦に縁有るに依
り何お心付て給へ

書角に趣ハ解養子事ハ志遺教にお成りも一と家形中流

一 依り付養父の十日十二月に徳忌養父の方にお成り
或は徳忌夫婦養父親親にお手忌或は徳忌
順養子にお成り志にお質お成り介配高し養父子之或

徳忌に
同合

十

解養子願お成り後養父に養女に婚姻前妻にうお成り之死去は時
この意致二成年五月十日松平城前よりお成り同合

徳忌令追加同

一 徳忌未お成り同にとも祝儀取らへり一と夫婦お手忌或は日記
この意致は徳忌に

大し女子養父に依りて養女にの多し徳忌依り養子に願は
初年にお成り名未お成り不お成り祝儀も取らへり一と不中右

子孫傳承の事
 子孫傳承の事

四月七日

書面にて通し婚儀未だ不備候儀ありし事候も御書
 子願書無りし事定式の日敷を急ぐ事候

十一

解書子成り他は嫁に女親縁として子伏お生らる候に
 子成り父方より九女子と母方より長育仕らる候に
 六月廿七日お良志麻草菊地方に御松平伊豆守殿に伺

光

一 解書子成り他は嫁に女親縁としてお生らる子伏男子に父方より九
 女子に母方より長育仕らる候に御書に記す事候

一 右同の子伏お生らる後親縁仕らるも前条同紙書に記す事候
 子成り無き別父方より九女子と母方より長育仕らる候に
 一 前条に記す親縁として男子と母方より九女子と父方より長育
 仕らる候に記す事候

一 右男子女子に父方より九女子と母方より長育仕らる候に父
 属に候儀に記す事候

お良志麻草菊

四月廿七日

菊地方に伺

御書九

妻親縁にてお生らる子に男女に父方より九女子と母方より長育仕らる候に

子と妻の間に生れたお針の御養子と云ふは
いつて男の子供を二連取りのことには候熟後御養子
の方と云ふは男子の御養子等と云ふは御養子
二ヶ条と云ふは御養子の御養子と云ふは御養子
の御養子と云ふは御養子の御養子と云ふは御養子

十二
家へ娘の御養子といふは長女御養子といふは長女御養子といふは長女御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子

御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子
御養子といふは御養子といふは御養子といふは御養子

南都大原寺

或之腹忌之より上之娘之母ハ長祖母之續之なり

十五

孫女と長女といふ一 舞臺子仕婚相も不縁の上不縁之月長女と誰縁
いふ一ゆゆの文政之辰年八月廿日可親法也東川之保山也
より戻向ふは其の同合之条也

一 此の縁付ハ娘の母より女子ハ孫女と祖父之長女といふ一 舞臺子仕
婚相も不縁の上不縁之月長女と誰縁仕はゆゆ舞臺子の長女
といハ叔父様之續も不縁の上一 舞臺子仕婚相も不縁の上不縁之月
叔父様之谷月之續ハ腹忌ハ勿論之義也此の在り也

書面之通ハ即孫女と長女といふ一 右ハ舞臺子仕婚相
も不縁の上之孫女と誰縁改長女也一 といふ一ゆゆの書
面之通之なり

十六

舞臺子願名が末在母以前長母死去之時舞臺子仕娘初年二月
婚相も不縁の上一 又婚相も不縁之月叔父様之續も不縁の上
十二月十日毛利藩使より東四王傳之通ハ中川之縁付也同合之条也
一 長女といふ一 舞臺子仕婚相も不縁の上長母死去之時長
女舞臺子ハ長母の何れ也此の在り也

書面之通ハ長女ハ勿論之義也右ハ長女ハ舞臺子仕婚相
も不縁の上不縁之月長女と誰縁改長女也一 といふ一ゆゆの書
面之通之なり

一 舞臺子仕娘初年二月婚相も不縁の上一 又婚相も不縁之月叔父様之續も不縁の上
長女といふ一 舞臺子仕婚相も不縁の上長母死去之時長女舞臺子ハ長母の何れ也此の在り也

但願名無末在母が末在母以前長母死去之時舞臺子仕娘初年二月婚相も不縁の上長母死去之時長女舞臺子ハ長母の何れ也此の在り也

印文并傳書在書面一毎より但七才東海より其子
下日一を意より

解書子仕孫女が毎

一 解書子仕孫女が毎 入解と九増依前書女が毎
之時より文政元年六月九日酒井八席が寫下由三由の由
より其の同合

一 解書子仕孫女が毎 入解と九増依前書女が毎
一 一より其の同合 史一志願史一
史一志願史一

但書父の之難に多し一先別家令西在り

書面一毎一解書子一多し一孫女仕後解書一多し一也
再縁一後書一九一多し一之不絶史一願一

但書書子之難一申家一令一及一孫女
一書面一毎一解書子一多し一入解と九増依前書女が毎
如し後書一九一多し一之不絶史一願一

一 書面一毎一解書子一多し一入解と九増依前書女が毎
如し後書一九一多し一之不絶史一願一

一 書面一毎一解書子一多し一入解と九増依前書女が毎
如し後書一九一多し一之不絶史一願一

一 書面一毎一解書子一多し一入解と九増依前書女が毎
如し後書一九一多し一之不絶史一願一

酒井八席が寫

六月九日

下田八三郎

舞臺子五人成を子回士

一 家々娘は舞臺子いふ一娘が生涯舞臺に付続きそのを又舞臺子いふ一舞臺子実方かまき一男子と先舞一娘と婚姻せしむる不苦ふとの文化九年十二月六日戸田日向と舞臺子同合の事母より同合

家々娘は先舞臺子死娘と一か夜後舞臺子実方かまき一男子と先舞臺子一娘と婚姻せしむる不苦ふとの文化九年十二月六日戸田日向と舞臺子同合の事母より同合

此の如くは成る若くは

一 先舞臺子一娘と後舞臺子一忌服を以て成る事
右二ヶ条は此の同合より以上

戸田日向と舞臺子

十二月六日

下田八三郎

書面先舞臺子一娘と後舞臺子実方かまき一男子と婚姻せしむる事成る事

戸田日向と舞臺子

此の如くは成る若くは
先舞臺子一娘と後舞臺子一忌服を以て成る事
右二ヶ条は此の同合より以上

六月九日

下回八卷

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

舞臺子為人成子回生

7

妻お糸
 舞臺子退去
 長子お糸
 妻お糸お糸
 右伺

妻お糸い多し... 舞臺子退去... 長子お糸... 妻お糸お糸... 右伺

書面何... 舞臺子退去... 長子お糸... 妻お糸お糸... 右伺

十二月九日

伴友河内守
 幸山江島村
 住地字七郎
 黒川市

口名

久保田十郎... 舞臺子退去... 長子お糸... 妻お糸お糸... 右伺

一 死去の男子を子と号する娘を人々と同族と爲す事其子に仕奉る
其族仕奉るの死去の去る者其母を大母と爲す姉妹は續子
成古其母を父母と兄弟姉妹を祖父母伯叔父姑を續子成古
母を祖父母伯叔父姑と爲す腹忌文より養子と号す此族に
古く其母と娘とを互違ふ事仕奉る時其母と名同号する所成古
の古く其母と父母兄弟姉妹を祖父母伯叔父姑と續子成古
其母が養子と祖父母伯叔父姑と名同号する所養子と号す大母を
己が親と爲す事其母と娘とを互違ふ事其母と兄弟姉妹と名同
号する所續子と爲す

書角に母を大母か養子と爲す事其母と名同号する所養母
養子の親親を腹忌と爲す事其母か養子の親親と連ぬ養子と

は母を大母と爲す事其母か養子と名同号する所養母

天明七年六月九日戸田親如のより

光

娘は養子と改姓桐を爲す其親養子と改姓去る所古く娘と又
和の改姓養子と爲す娘は養子の後を養子の兄弟を
〜腹忌文と爲す

一 大母と娘と養子の事其母と縁切らる所兄弟を爲す腹忌文と
節の事其母

書角に母を大母と爲す事其母か養子と爲す事其母と名同号する所養母
養子の親親を腹忌と爲す事其母か養子の親親と連ぬ養子と

書角に連八筋糸下札に連付見牙之筋糸を内所迄に
右に連字向の上

戸田兼右内

八月

上田吉右衛門

享和二年九月廿三日古波山城より

書角に連八筋糸下札向人男子之筋糸を内所迄に
後迄右男子筋糸
筋糸を忌被定式に連八筋糸下札向人男子之筋糸を内所迄に
仕向之筋糸を内所迄に

古波山城より

九月

中村君之目

書角に連八筋糸下札向人男子之筋糸を内所迄に

右書角に連八筋糸下札向人男子之筋糸を内所迄に
孫筋糸を

同年八月十日波多野の家にて

右書角に連八筋糸下札向人男子之筋糸を内所迄に
仕向之筋糸を内所迄に
仕向之筋糸を内所迄に
仕向之筋糸を内所迄に
仕向之筋糸を内所迄に

書角に連八筋糸下札向人男子之筋糸を内所迄に
孫筋糸を

別紙

同月廿二日押也並に筋糸

孫女合葬墓

孫女合葬墓子孫海山以後續合回合之付掛り方由老伴に申向り候
揚孫五成水程に仕り候に申向り候由書候に
享和元年三月

享和元年三月

戸田宗女合葬墓上り同之去年十月由下ヶ水付返上

書角織田宗子府合之表山別紙
申書九之趣揚孫五成水程に仕り候
申向り候意之付申向候方由候後
申向候

十月十日

伴友河内守
松平伴家
山本長兵衛
伴長三郎

伴友河内守
小長谷松平守
松平伴家

嘉合織田宗子府方合勝忌回合之候に同人松平友藏回肥後守
義長方守伴家候順承子といふ一いれ候伴家之病死仕り候二男
之男八地方の長子と申す男子各由候に付申向候に厄分仕候に先
迄の病死仕り候後男は男織田右衛門伴家守府高時守府伴家
娘守年次申候に孫女嫁合長子仕候候安永六年十月申候
同年十二月廿六日死に逝行年候守由海山に申向候に右様合
服忌回合之候に付私に伴家仕り候守府義長肥後守長子孫海山
以上八表又宣候に趣按忌之文候に付此守府一人同人妻候に申向
戸田之長女由下ヶ水付肥後守守孫女に候に仕り候に守府守長父

古く世なりし評故云々

同日月廿七日戸田亦如前書九世孫を友と為す

傳友河内守
松年回天
少孫孫十男
寛 明 三 弟

初々来りし所之書九世孫を友と為す
他家の書子云々他家之を生く孫并娘と他
孫之孫也此の孫也此の孫也此の孫也
男之男かき孫之孫也此の孫也此の孫也
我家に女ありて一重に此男之男かき孫之孫也
後り此の孫也此の孫也此の孫也此の孫也

筋之云々此の孫也此の孫也此の孫也
娘方之孫也此の孫也此の孫也此の孫也
婿方之孫也此の孫也此の孫也此の孫也
后之云々此の孫也此の孫也此の孫也
厄女い多し一重に此男之孫也此の孫也
後之云々此の孫也此の孫也此の孫也
前々之云々此の孫也此の孫也此の孫也
引高之云々此の孫也此の孫也此の孫也
九孫之漢名云々此の孫也此の孫也此の孫也
古も此の孫也此の孫也此の孫也

此在以前之孫女之續合之件祖父母之方也之孫女定式之續合
之續合之方也之祖父母定式之續合之方也之孫女定式之續合
之續合之方也之祖父母定式之續合之方也之孫女定式之續合
何れ以上

四月

松村十七男方之續合園合

一 祖父母

書向之連ハ孫女合聲者子親在無家録之定式ハ祖父母
之在月各之書父方之續合之件書父母之方也之續合定式
之續合之方也
右之男子之在以前之孫女合聲者子親在無家録之定式ハ
何れ以上

祖父母

一 孫女合聲者子

書向之連ハ孫女合聲者子親在無家録之定式ハ祖父母又十日十二日
之續合之方也

但書其親親續合者方之親ハ其親在無家録之續合之方也
右同ハ祖父母之在以前之孫女合聲者子親在無家録之定式ハ祖父母
之續合之方也之親親ハ其親在無家録之續合之方也之續合者
之續合之方也
右之園合件ハ其親在無家録之續合之方也

西十二月

松村十七男

卯孫之孫女合聲者子親在無家録之定式ハ祖父母又十日十二日

長子長女之婚大小出同封掛りより出元年同之より
戸田新女に嫁

文化二年五月廿八日一ツ橋殿家元同合書面并喜報元五年同
二年歳田孫十郎接意伺書先致合口通上り此月十二日下ケ水月
廿日近上り水元ハ下ケ札及接投

書面同通心付接意先方接投
一ツ橋殿家元同合書面并喜報元五年同
廿月

戸田新女
松平作盛
去在常月
去在長之節

氏初に殿社... 幸来を... 同合... 元... 記偶... 孫

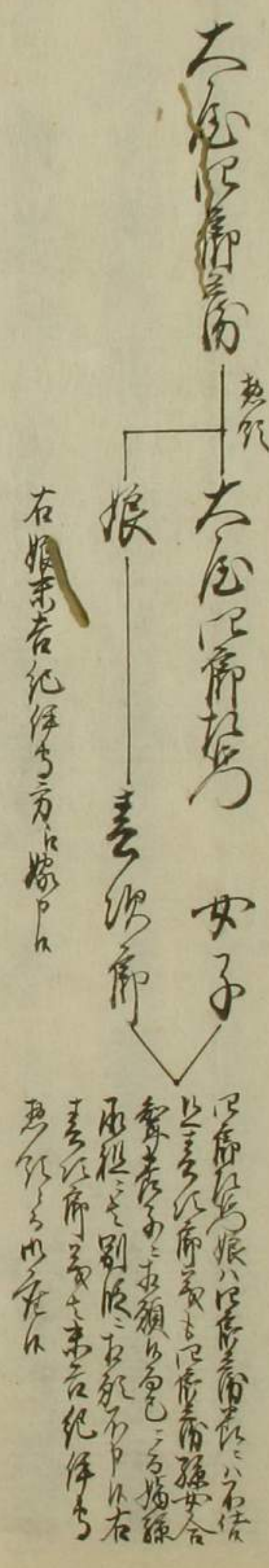
孫女合... 合... 仕... 偶... 孫... 承... 子... 下ケ札... 寺...
孫女合... 合... 仕... 偶... 孫... 承... 子... 下ケ札... 寺...
孫女合... 合... 仕... 偶... 孫... 承... 子... 下ケ札... 寺...

廿二月

戸田

二月廿八日伴友河内守文

飯田徳全
方小股忘園合書付
幸不を以



右正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目
義と孫女合書目子孫類以記述し通し 傳付

一 右正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目

一 右正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目

一 右正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目

一 右正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目

婦子、腹忘文、正齋翁娘痛死、正齋翁女定成、腹忘

一 右正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目

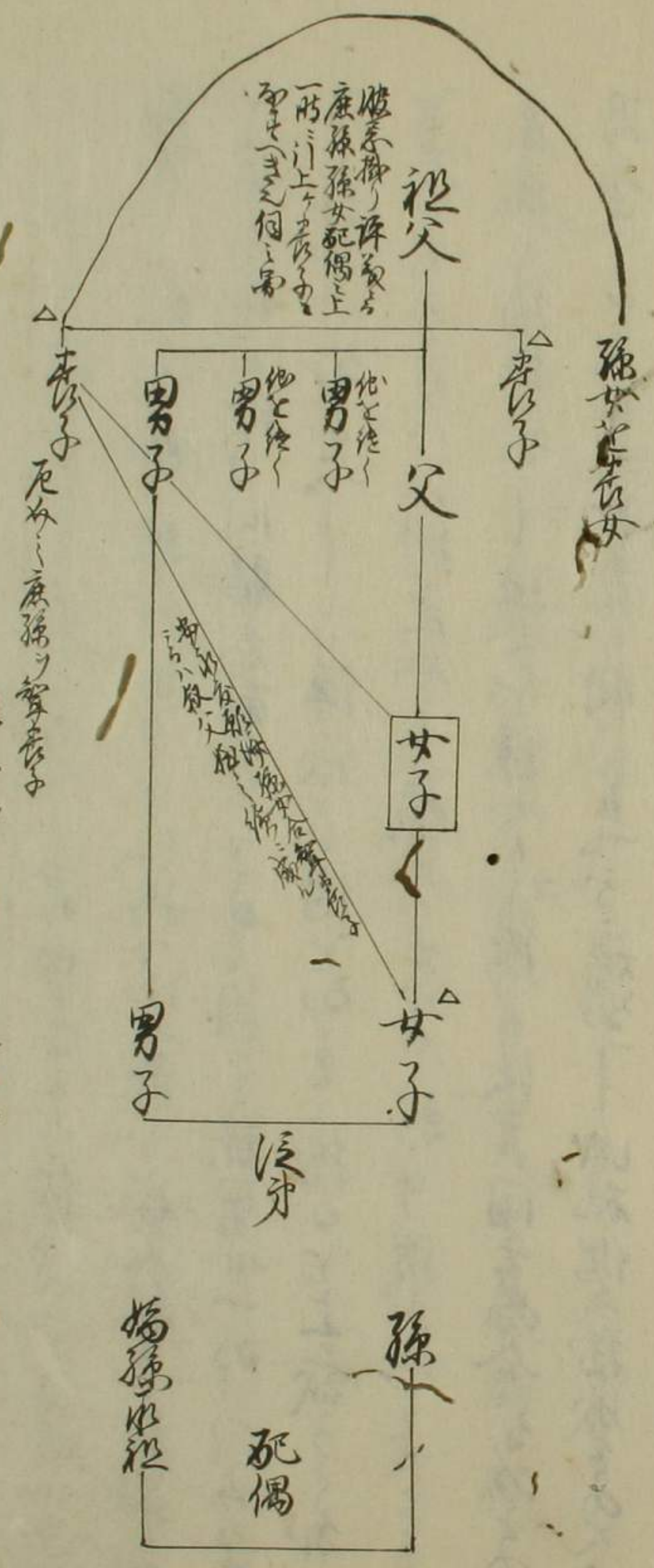
一 右正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目

正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目

正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目

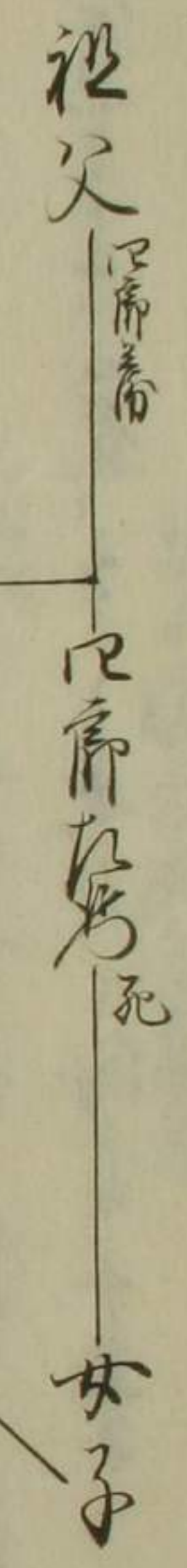
正齋翁熱氣痛死仕後正齋翁娘末吉紀傳方熱氣書目

一、孫の孫を他と生る孫とて遠之に十席同之上歳と其孫死
 一、孫の孫を他と生る孫とて遠之に十席同之上歳と其孫死
 一、孫の孫を他と生る孫とて遠之に十席同之上歳と其孫死



寛政十二年 御田十席時局同

孫(孫)孫女配偶上一時三上チ子中(子)子之何と事



正席番

男子和孫(孫)孫女

流次之男その妻を有る時流次之男無頭なりけりけり勿論なるその子と
嫡孫に在り水産と成るより一孫の上ハ孫女ハ孫女に配
偶するより成るは正統の道に同い他は孫の由りたる成るは
一因と成るは正統の道に同い他は孫の由りたる成るは
顯然と叙父ト母ト嫁合に在るより孫は正統が継父なりと正統の
と嫡孫の嫡孫ト同職を成るより一因と孫男女一時に在る表
子表女に在るより一孫の由りたる成るは正統の道に同い他は孫
と表子に在るは孫別尼女ハ庶孫の表子の由りたる成るは正統
庶孫と嫡孫に在るより孫女と孫女に在るは正統の道に同い他は孫
凡の由りたる成るは正統の道に同い他は孫の由りたる成るは正統
と成るは正統の道に同い他は孫の由りたる成るは正統の道に同い他は孫

叙父ト母ト配偶ハ正統の道に同い他は孫の由りたる成るは正統の道に同い他は孫
もつて孫男女と一時に在るは正統の道に同い他は孫の由りたる成るは正統の道に同い他は孫
この有るは正統の道に同い他は孫の由りたる成るは正統の道に同い他は孫
まゝの由りたる成るは正統の道に同い他は孫の由りたる成るは正統の道に同い他は孫
一かゝるは正統の道に同い他は孫の由りたる成るは正統の道に同い他は孫

下
①

流火之男その家とある時流火之男熱病に病あり旬餘にその子を
婦孫に死ひ水産と成るよりとて一孫の上ハ孫女ハ孫女に配
偶するより成りけし其意固に同じく孫ありありと成り成り
一同じく成りけし其意固に同じく孫ありありと成り成り
顯然と叙父と母と婚合にありては是ハ其父と母とに就海より
と流火之男の流火之男と成りけし其意固に同じく孫ありありと成り成り

流火之男の流火之男と成りけし其意固に同じく孫ありありと成り成り
流火之男の流火之男と成りけし其意固に同じく孫ありありと成り成り
流火之男の流火之男と成りけし其意固に同じく孫ありありと成り成り
流火之男の流火之男と成りけし其意固に同じく孫ありありと成り成り
流火之男の流火之男と成りけし其意固に同じく孫ありありと成り成り

下
①

